

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成28年1月5日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 白井市学校徴収金会計システムガイドラインの策定について

7. 報告事項

報告第1号 準要保護児童・生徒の認定について

8. その他

○出席委員

委員長 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子

委員 川嶋 之絵

教育長 米山 一幸

○欠席委員

なし

○出席職員

教育部長 田代 成司

教育部参事 藤咲 克己

生涯学習課長 鈴木 栄一郎

教育部参事 小松 正信

書記 風間 信也

書記 品川 太郎

午後 2 時 1 5 分 開 会

○委員長開会宣言

○石亀委員長 これから平成 2 8 年第 1 回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は 5 名です。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 議事録署名人の指名をします。小林委員と川嶋委員にお願いします。

○前回会議録の承認

○石亀委員長 前回と前々回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 それでは先に進みます。

○委員報告

○石亀委員長 委員報告を行います。各委員からお願いします。

○小林委員 1 2 月 4 日、大山口中学校の立春式に行ってみりまして、例年通り生徒が中心になって進め、そして職場体験の発表とか、あるいは合唱とか、素晴らしい内容でとても良かったと思えました。以上です。

○高城委員 1 2 月 5 日、土曜日に文化会館で白井第一小学校の創立 8 0 周年の記念式典が行われました。8 0 年間のビデオを製作して、8 0 年前の木造の第一小学校を作る時の様子から、木造を壊して、鉄筋校舎に建て替える映像とか、とても懐かしくて感動しました。そして色々な子ども達の催し物がありまして、その後、白一小コンサートも開かれました。

続いてかおりホールで文化祭の表彰式に行ってみりました。市長賞・議会議長賞・教育委員長賞の 3 賞に受賞された小学生・中学生を表彰しました。皆さんとても立派な表彰式でした。以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。それでは、委員報告は以上となります。

○教育長報告

○石亀委員長 続いて教育長からお願いします。

○米山教育長 それでは、前回の定例教育委員会議以降の報告をさせていただきます。

1 2 月はほとんど定例議会という事で、1 2 月 2 日に一般質問が始まりまして、最終日が 1 7 日という

ことで議会が終了しております。補正予算を含めて議案は全て可決をしております。原案のとおり可決ということです。一つ、基本計画の一部の修正が入りまして、修正議案が可決をしました。総合計画の基本計画もここで可決をしました。一般質問については教育委員会は4件ほどありましたけれども、また皆さんの方では会議録を見ていただきたいと思います。

それから今、委員から報告があったように12月5日、土曜日に第一小学校の80周年記念式典に参加をいたしました。招待者含めてビデオを見まして、今の白井を作った人たちの力によるところが大きいなというような印象を受けております。その後、文化祭の表彰式に出席をいたしました。

8日、火曜日、文教民生常任委員会が開催されまして、ここでも補正予算含めて各議案可決をしております。

9日、主任児童委員の定例会に出席をいたしました。主な内容は情報交換なんですけど、最初に現状の教育ということで1時間弱くらいお話をさせてもらって、不登校、また児童相談所との連携等のお話をさせてもらいまして、各主任児童委員から各担当区の報告を受けたと同時に質問を受けたものについては答えております。

10日、学校給食共同調理場運営委員会に出席をいたしました。ここで新しい共同調理場の建て替えの関係で、食器を決めませんと食器かご、コンテナ、食器消毒保管庫の大きさなど全てが決まってきます。洗浄機についても食器の材質によって変わりますので、主な内容としては食器の説明と、食器についての各委員の意見を聞いたということです。それと新しい共同調理場の土地の契約に向けてURと協議を進めていますけれども、その報告をこの中でいたしております。委員の皆さんにも次回で報告できると思うんですけれども、新しい業者が「こういうものを検討してください」と言っている内容が揃いました。それがとてつもない数となっておりますので、それを各委員の方に項目だけお見せすることになると思います。内容についてはその後1つ1つ教育委員会議で諮って行きたいと思っております。

同日、健康奨励賞の表彰式が市役所の正庁で開催されております。今年は日常生活を健康的に学習に、またスポーツに頑張ってきた子どもの表彰と同時に、特別支援学級の子どもの表彰を受けております。それと、障がいがある子どもの表彰も同時にされております。

11日、就学指導委員会が開催されまして、件数的には20数件あったんですけれども、特別支援学校へ行く子ども、特別支援学級、それと普通学級ということで、概ね就学指導委員会の答申は出ましたので、それを今後保護者の方と協議を進めて行くというようなこととなります。

17日に議会が終了し、その後当初予算の協議が何日間か続いて行われました。各委員の方には教育委員会としての要求の数字はお示ししてあります。それで、本日財政課からの回答、査定後の数字が来ました。2~3日後に概ね予算が修正要求、協議と言うんですけれども、修正要求があった後に決まりますので、次回の教育委員会議の中で教育委員会に関わる予算を皆さんの方にお渡しできるというように思っております。

私からは以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。

それでは、これまでの委員報告、そして教育長報告について、質問等がありましたらお願いします。特によろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第1号の「準要保護児童・生徒の認定について」は、個人に関する情報であるために、非公開がよろしいと思われませんが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、この件については非公開とします。

○議案第1号 白井市学校徴収金会計システムガイドラインの策定について

○石亀委員長 これより議事に入ります。公開案件から先に行います。

議案第1号「白井市学校徴収金会計システムガイドラインの策定について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第1号「白井市学校徴収金会計システムガイドラインの策定について」本案は、学校において保護者から徴収する学校徴収金の適正な処理を行うため、ガイドラインを策定するものです。それでは、これまでの経緯について、ご説明させていただきます。

白井市学校会計システム検討委員会を臨時に行いました。目的としては、各学校が会計システムを確立するように、市教育委員会として、会計処理の基本方針及びガイドライン等を作成し、各学校に通知をいたします。各学校は市教育委員会で示された基本方針やガイドラインをもとに、実態に沿ったマニュアルを作成していく形になります。

委員会のメンバーはそこに書いてあるとおりでございます。校長、教頭、事務の先生、保護者、会計課の課長、あとは事務局となります。これまで3回の検討委員会を行いました。11月9日には南山中学校で起きた盗難事故の検証を行いました。11月20日にはガイドラインの素案を作成し、12月1日に校長会に素案を提示しました。その提示した素案から意見を頂いて、12月21日にガイドラインを修正する委員会を行いました。本日教育委員会議においてガイドラインを議案として上程した上で確定したあと、金曜日に行う校長会で通知をいたします。その後2月下旬までに各学校の実態に即したマニュアルを作成します。それでマニュアルの確認をしまして4月からこのマニュアルに基づいて各学校で運用する形で考えております。

それでは、白井市学校徴収金会計システムガイドラインについて説明をいたします。

ガイドライン作成の意義・方針です。これにつきましては平成27年10月、北総教育事務所管内で2件の「学校徴収金盗難事件」が発生しました。1件は八街市立朝陽小学校での教諭、懲戒免職になっております。この教諭による横領事件です。しかし、この時点では市教育委員会内部でも

他市のできごとと流してしまう空気がありました。その矢先に2件目の事件が本市南山中学校で発生しました。この事件は未だ解決をみていないが、校内の限られた中で発生した事件であるゆえ、職員及び生徒が平常の学校生活を維持し続けるためには精神的にも多くの苦勞がありました。しかし南山中学校では職員の危機意識の高まりが感じられたものの、市教育委員会が学校訪問時に他のいくつかの小中学校において受けた印象は当事者意識の欠如でありました。このような状況下において「二度と白井市から不祥事は起こさない」という強い信念に基づき、「白井市学校徴収金会計システムガイドライン」を作成し、各校における会計管理マニュアルの見直しを推し進めることといたします。

ガイドライン作成にあたっては次の5点を基本的な方針と致します。(1) システムは各校において実践がしやすく、かつ継続して行えるよう、学校現場の実態に即したシンプルな内容にする。(2) 各校がマニュアルに基づき会計管理が行われているかを、チェック・点検する仕組みを明確に定める。(3) 各校全職員に「当事者意識」をもたせるよう、研修体制を充実させ、その実践状況を確認するシステムを明記する。(4) 平成29年度よりすべての学校において、学校徴収金の金融機関の口座を開設し、一部の集金を除き教材費等について、保護者が開設した金融機関の口座から引落して管理を行うこととする。現在は全ての学校ではなくて、手集金という学校がございます。小学校の6校が手集金となっております。(5) このガイドラインに基づき、各校においてマニュアルを作成することになるが、ガイドラインに明記されたことは、各校で統一して行う内容を意味するものとする。この基本的な方針を基にガイドラインを作りました。

2. 学校徴収金の定義ですが、学校徴収金とは、学校の教育活動上必要となる経費のうち、受益者負担の原則から学校が保護者から徴収した上で管理、執行することにより、児童生徒及び保護者にとって利便性のある経費とする。

(2) 口座にて引き落とし徴収するもの、これは平成29年度から全ての学校で行うような形になります。原則としまして、教材費とか、ここに載っているものについては、学年若しくは学校全体で同じ額を徴収するものでございます。個人によって差の無い金額でございます。

(3) 現金にて徴収するもの、これは個人の希望によって徴収するもの、金額が違うものになります。例えば英検、漢検とか、各種大会の参加費、あと募金とか、4番の任意購入とありますのは、例えば絵の具セットとかリコーダーとかお兄さんやお姉さんのものを使えば良いんですけども、それが無い家は買います。そういった意味では買う子と買わない子が出てきます。そういったものが実際には徴収するときには現金にて徴収せざるを得ないので、そういうものを載せてあります。

3. 事業実施から報告までです。(1) 会計担当者の位置付けについては、校長は金銭を扱える職員を年度初めに分掌で割り当てます。お金を使える職員を決めていくということです。(2) 業者の選定です。学校は、学校指定のものや校外学習など様々なものを買います。そのとき保護者の負担軽減を考慮して行います。これはどういうことかと言いますと校外学習ですと見積り合せをし

てA業者、B業者、C業者から安い所を選ぶとか、まとめて買えば、同じものでも安くなるので必要に応じてまとめて買うという、そういったものでございます。（3）集金計画の作成・決裁・保護者通知です。校長は保護者から集金する場合、計画書等を作成し、保護者へ通知します。これはやっているんですけれども、明確にするものです。次は支払い完了です。原則は7日以内に会計報告を行います。ただし、集金時に集金額を文書で通知する際はそれを以て会計報告と代えることができる。これはどういうことかというと特に小学校が多いんですが、例えば校外学習に行きます。その時バス代と入場料を先に徴収すれば良いんですけれども、バス代というのは1台いくらになります。乗った人数で割りますから実際に欠席とかそういったものを引きますと、最終的に請求書が出てきた時に人数で割りますから、その時点で例えば1人1,530円というように出たら1人1,530円ですよというようにして通知をして、その時点で初めてお金を貰う。業者には支払いをちょっと待っていてもらうという形になります。そういう集金の仕方をしている学校がありますのでそれに合わせています。中学校はどちらかというと3年計画で集めますので、修学旅行は約5~6万円かかるんですけれども、これは1年生から積み立てていきますので、最終的に金額をお返しするという形になります。その辺の集金の仕方が違うのでこういう形になります。

4. 学校徴収金の徴収方法でございます。学校口座のモデルケースという形で示してあります。引落日については年間で計画して通知します。3番ですけれども、引出伝票については全て校長の職印です。届出印は全て校長の職印でございます。通帳への記帳があるんですけれども、ゆうちょは通帳が無いので振替受払通知票というのがありますので、それを保管します。5番、業者への支払日に合わせて口座より現金を引落します。今回南山中においては金曜日に引落して、3連休で残っていたので支払日に合わせて落していなかったというケースですが、そういうことから載せています。あと、銀行ごとの比較とあります。千葉銀・京葉銀行・千葉信金・ゆうちょです。これが1回の手数料の金額のものでございます。ゆうちょが安いんですけれども、ゆうちょは非常に手続きが面倒だというのがあります。

次に、現金で集めた場合です。これは、年間計画して保護者に伝えていきます。集金日は集金期間の前日に集金袋を配布します。前々日に配ってしまう担任がいて、集金日ではないのに持ってきてしまう。無駄にお金を学校に置かないようにするという意味であえて載せています。3番の集金最終日より可能な限り速やかに業者へ支払いするとありますが、これについては期日を設けていないのは、1日か2日で集金が出来れば良いんですけれども、集金がなかなか出来ない部分があるので数日間預かっていくというケースがあるので、可能な限りという言葉にしています。5番ですけれども集金日や集金期間については、朝練習時等、教室等に現金が置かれていないようにするとあります。朝練のときに鞆に入れておいて盗まれてしまったという事例が過去にございました。6番、集めた現金は一校時が始まる前に一時保管場所（金庫）に保管するとあります。ただし、一校時に間に合わない現金については校内の規定により確実に施錠できる暫定保管場所に保管し、その日の

うちに一時保管場所に確実に移すとあります。大きい学校になりますと、金庫に持って来れなくて、一旦職員室の先生の机に鍵を掛けてしまった上で、昼休みとか、休み時間に移すという内容です。7番、集金期間には土日及び祝日は含まないという事になります。業者への振込ですけれども、部活動のユニフォームや写真代等の可能なものは、保護者から業者への直接振込も活用するとあります。保護者の銀行から業者の銀行に振替用紙というものがあって、そこで銀行振込でやれるという方法が取れるケースもあるので、それを使いなさいということです。現金を学校に置かないようにするためにということで、実際ユニフォーム代とかそうやっているケースがいくつかございます。あと、未納者等への対応については、担当で立て替えないということです。

続きまして4ページになります。5.学校徴収金の管理方法でございます。通帳・印鑑の管理です。通帳及び印鑑は管理職が管理します。カードは作成しません。通帳の名義は校長名とします。ゆうちょ銀行については様々な制約があるため、相談をしてくださいます。管理場所については、通帳は金庫の中。印鑑は職印とします。校長が管理して、鍵のかかる場所に保管をします。通帳と印鑑は別々の場所に保管をします。部活動ごとに口座を開設している所があります。それは保護者の承諾のもと、顧問又は保護者の名義で私印届出を出して管理をしていく形になります。その際もカードは作りません。

次に、金銭管理Ⅰ、金庫の場合とあります。学校には鍵のかかるものについては金庫と、鍵付きの書庫があります。鍵付き書庫にお金を一時しまうという事もあります。金庫自体が無い学校があり、金庫代わりにしている学校がございますので、それを両方対応できるようにしました。金庫の場合、鍵とダイヤルを使用します。ダイヤルの復帰については業者に依頼して修繕料とかでできれば修理してもらいたい。一時保管方法については、基本的には現金を置かないが、一時保管する金庫内には逆に文書等を置かないようにします。文書の出し入れがあり、お金の出し入れと一緒にすると困るのでやりません。あと、一時保管用の現金保管袋を作成し、使用します。袋に番号等を入れたり、又は袋の中に担当者は金額が分かる用紙を添付します。次に記録方法という形で、一時保管簿を作成します。これについては下の方にあるんですけども、番号、入金日、担当者、金額、集金内容、支払予定日、支払日、備考となります。一時保管簿は管理職及び担当者が記入します。一時保管簿は一旦金庫の中に保管します。これを書く時間がほとんど無いので一旦、先ほど言ったとおり別の場所に置いておいて最後に金庫にしまうというようなケースを取っています。

5ページをご覧ください。一時保管庫の記録用紙について書式の例を挙げています。次は④鍵の管理者です。これは校長及び教頭のみです。鍵の保管場所については鍵のかかる場所に金庫の鍵を保管します。鍵の流れは担当者が管理者、いわゆる校長・教頭に許可を得て、管理者が金庫を開けます。ダイヤルを回す時は管理職のみで対応します。担当者と管理職の2人で確認しながら現金の一時保管をします。絶対に1人でやらないということです。ダイヤル番号は管理職だけが把握しています。管理職不在の場合に親がお金を持ってきて集金しなければいけないという場合については、

校内で事前に取り決めをしておくこととしています。

(3) 金銭管理Ⅱ、書庫の場合です。書庫について、これも鍵とダイヤルを使用してください。ほとんど金庫と同じなんですけれども、大きさが書庫の方が大きいです。書庫を現金の一時保管とする時には書庫の鍵も金庫の鍵と同じように教頭・校長で管理をします。その際、書庫ですので事務担当者も含め3人での管理も可能とします。どうしても事務員が開けなければいけない場合があるということです。現金の一時保管については基本的には現金を置かないということで書庫内では現金と他の文書等の保管場所を明確に分けます。一時保管用の現金保管袋を作成して行います。これは先ほどと一緒です。記録方法については現金の一時保管簿を作成します。これは先ほどのものと同じものを使います。

6 ページです。④の鍵の管理者については基本的には校長と教頭になります。鍵のかかる場所、これも先ほどと同じように分けます。書庫の場合の暫定措置ですが、手提げ用金庫は大体5,000円位、家庭用の耐火金庫については大体1万円前後くらいで買えますよということで載せているものでございます。

6. 学校徴収金の点検方法です。取り扱いに関しての研修について。これは年度当初に必ず研修を行います。校長は随時職員に指導をしていきます。あとは徴収金の点検・会計監査についてです。校長は会計システムが円滑に機能しているかを確認するため、学校評価に学校会計システムに関する項目を設定します。市教委は指導主事訪問等の際に帳簿の整理と金銭の処理を適正に行われているかの点検及び指導・助言を行います。これをいままでやっていなかったのも、きちんと行うということです。年度末に管理職・校内会計委員会及びPTA代表の監査を行います。保護者からお金を集めますので保護者の代表が入ります。未納や準要保護児童生徒の情報管理には留意しませんが個人情報保護が保護者に知られるおそれがあるので、そこを留意しながら帳簿について監査を行います。

7. その他です。帳簿の保存については5年といたします。帳簿については次のような帳簿が考えられるということで9項目載せております。その他、このガイドラインに定めるほか、学校徴収金事務の取り扱いについて必要な事項は、教育委員会及び校長が別に定めるということです。

以上簡潔ですけれども、説明をさせていただきました。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問がありましたらお願いします。

○川嶋委員 各学校の実態なんですけれども、七次台小学校区では手集金ではないので引落としなんですけれども、学校の実態を知りたいんですけれども、どのくらいの確率で手集金を行っているんでしょうか。

○田代教育部長 学校名を言います。中学校は全て銀行振込です。小学校は七次台小学校、南山小学校と桜台小学校だけです。残りの小学校6校は手集金です。

○川嶋委員 池の上小学区の保護者とお友達なんですけど、役員の方が手集金の時にものすごく大変だという話を前から聞いていたんです。七次台小学校は元々引き落としだったので、その大変さが分か

らなかつたんですが、保護者の中では引落しにして欲しいという希望はあったようなんですね。学校の方にもそれを要望したんだけど、中々そうはならなかつたという声が私の耳には入っていました。役員のお母さんが子どもの登校前には学校に先に行ってやらなければいけなくて、すごく大変なんですという声を聞いていました。

○田代教育部長 学校によってはPTA会費だけはPTAが朝に来て入口で子どもから預かるんです。年間2,000円なら2,000円を全クラスの役員が行って全員集めてという感じです。それが1日で済めば良いんですけども、1日では済まない。数日間行くので。PTAとしては学校の先生に手を煩わせないようにということでやっている学校もございました。29年度からは振替となりますが、これは3ページにあります振替手数料がかかるので保護者の理解を得なければいけないのと、例えば千葉銀行なら千葉銀行というように口座を作ってもらわないといけないという点もあります。

○川嶋委員 これは1つに絞るということですか。

○田代教育部長 そうです。例えば色々な銀行から、2つなら2つでも良いかもしれないんですが、その辺は学校のやり方によると思います。やり取りが出来れば良いんですけども、どこの銀行にできるかというので、その辺はまだお互いに意思疎通をしながらこれから新たにやる所は2つであれば2つの銀行から1つにするとか、手数料の問題があるので、その辺をクリアにしてこれから1年間かけて保護者に説明しながらやっていく方向です。銀行によってはその銀行でしか駄目というものもありました。

○川嶋委員 そもそも何で引き落としの学校があったり、従来どおりの手集金があったりするんでしょうか。誰がどう決めているんでしょうか。校長判断なんですか。

○田代教育長 最終的には校長判断ですが、保護者の意見も聞きながら調整しています。ですから七次台小学校などは手集金だと大変だからということで意見を貰って変えていったりはしている状況です。ただ、二面性がございまして、手集金の方が集金率が高い。口座振替だと集金率が低いという状況はあります。銀行にお金を入れ忘れていたというケースがございまして。実はこういう事件があったために北総管内18市町村の課長達が全部集まった会議がありまして、ある市町村はうちと同じように全部銀行振り込みにしていると。ある市町村は銀行振り込みにすると徴収率、特に給食費なんかはものすごく下がってしまった。だからある市町村は手集金にしないと徴収率が下がるということがありました。そういうことがあったという事もありますけれども、今現在他の学校を見るとあまりそういった場合に関しては準要保護の制度を紹介しながらやっていきますので、なるべく学校にお金を置かないという意味では銀行振込という方法で考えております。

○川嶋委員 3ページの(4)未納者等への対応のところ「担当で立て替えない」とあるんですけども、ちょっとこれは余談なんですけれども、立て替えなくても業者は集金に来ますよね。これってどうなっているんですか。実際問題、給食の未納とかもあると思うんです。

○田代教育部長 教材費については申し訳ないですが業者に待ってもらいます。待っていただいて保

護者に何回も話しかけています。あとは先ほども言ったとおり、準要保護の申請と言う形で話をさせていただいております。給食費はまたこれとは違います。桜台小中学校は学校徴収金になります。現在桜台小中学校の給食費徴収率は100%になりますので大丈夫なんですけれど、給食センターについては、市にお金が入ります。ですから足りない分は税金投入をして一旦賄っている状態になります。

○石亀委員長 この白井市学校会計システムというのは検討委員会の先生方、保護者の方たちでガイドラインを作られたという事だと思いますが、これはこういうシステムを作るということを決めたという事ですか。

○田代教育部長 このシステムについては、過去に県内に学校徴収金を職員が使ってしまったというケースがございまして、その年に各市町村においては再度こういったシステムを作りなさいというような県からの通知がございました。市教委としてはマニュアルが各学校にありましたのでそれを見直すようにという程度の通知しか出しておりませんでした。再度今度は県の方も含めた中でそういう通知が出ているので、しっかりやりなさいというように県の方からも指導がありました。各学校のマニュアルについても、学校によって差がございましたので、この際ガイドラインを作って、それを基にマニュアルをきちんと作っていただきたいという事でこのガイドラインを作りました。

○石亀委員長 市内14校あって、それぞれ学校のカラーを受け継いでいく中で上手く行っている学校も中にはあるのかなと思うんですが、川嶋委員は現役の保護者でいらっしゃるし、私も10年前になりますけれどもやっていました。私は手集金の時代でしたし、現在も私がやっていた清水口小学校は手集金でやっています。そのあたりの回収率というのは先ほど部長も仰ったように手集金の方が良いというのは、見てきているところです。いつも問題になるのは手数料がかかるということをどういう風に理解してもらおうかというようなことです。今日議案として出てきているこの内容で全ての学校にやってもらいましょうということなんですね。学校でマニュアルを作っていきにあたり、学校ごとのやりやすさなどは考慮できるんでしょうか。手数料について同意を得られない学校ももしかしたらあるかもしれませんし、1回50円というものも積もれば結構な金額になりますし。その辺は各学校からの色々な「うちはちゃんと出来ているのに」とか出てくるのかなという気もするんですが、その辺はどういう風に説得してやっていってもらえるんですか。それとも融通を利かせるのはOKなんですか。

○田代教育部長 基本的にはガイドラインですので、統一して行う内容というようになっています。1ページの基本的な方針の中には載せています。いわゆる最低限度のものとして出しているものでございます。それで手数料の問題に関しては保護者にまでは下ろしていないので、これは保護者への説得になると思います。ただ平成29年度までに間に合わない事がもしかしたらある可能性があるかもしれません。それについては各学校の方で再度校長の方と話をしながらやっていく事になります。とりあえず平成29年度を目標にします。ただ、逃げ道ではないんですが、そういう意味で6ページの一番下のその他の所に「定めるもののほか」という部分もあります。基本的には平成29年度からや

っていただきたいんですけども、同意が得られなかったら出来ないんじゃないかということがあります。そういうことがありますので、そういう意味でこういう項目も載せさせていただきました。

これについて学校の方としてはどんな意見なのかという事については、12月の校長会で見てもらって意見を集約してそれに対して作り直したものがこのガイドラインです。校長会では、一番問題になったのは金庫の問題です。書庫なので現金以外のものも入っているの、通帳と印鑑を同じ所にしまうケースもあり、「段が違えば別々になるんじゃないの」とか、そんな意見もあり、あえて細かく指定しないで「別々」という表現にしたりとか、そういった部分でいくつかご意見をいただきました。基本的には銀行引落しについては反対をなさる校長先生はいらっしゃらなかったです。校長先生方も現金はあまり学校に置きたくない、支払日に引き出してくれば良いだろうという思いがあり、出来る限りそのようにしたいという気持ちはございました。南山中についてはその後現金、例えば部活動の集金だったり、部活動に使うためのバス代の一時預かり金とかあったので、土日祝日は管理職が鞆に入れて家の金庫にしまうようにしたりして、金庫の中に何も無いようにしています。校長先生方というのは出来る限りお金を置きたくないというのはあります。今後保護者と話をしながら決めていただければなと思っています。

○石亀委員長 このガイドラインの2ページにある口座にて引き落とし徴収するものとして9項目出ていますが、PTA会費についてはこれはPTAが集めるものだから別なのかなと私は思ったりするんですけども、それも織り込み済みということなんですよ。PTAの方もいらっしゃるの。これについては私が関わっていた清水口小だと、その日の内に手集金したものを各委員会に振り分けるということをしてしまえるというメリットがあったのかなというようにも思います。現在の清水口小学校のPTAが同じ考えなのかは分かりませんが、そのように考えると画一的に一括りにしてしまうということについては、問題は特に感じていないということでしょうか。

○田代教育部長 PTA会費につきましては基本的には同じ額で集めますので学校に子どもが持って来ないようにするためにここに載せました。ですから揃った時点とかある程度の時点になったらお金をPTAの方に引き渡してしまうという形ですね。中学校はほとんどそうなっているようです。そのシステムを使えばそんなには大きな支障は無いらしいという判断になりました。今問題になっているのは平成29年度に本当に全ての学校で出来るのかということですね。もし出来ない学校があったら原則が壊れてしまうので。

○石亀委員長 その辺はゆくゆくというか、移行期間という風な幅を持たせていけば良いのかなというようにも思います。田代部長の個人的な感想でも良いんですけど、こういう風になったとして、良くなるなという印象ですか。現金を置かないという大前提があっただけでこうなったのと思います。

○田代教育部長 正直言って教員としては大変になります。そんなに大きな大変さではないんですけど、例えば現金の一時保管簿に記入する部分の手間がちょっとかかります。ただ、こうすることによって管理が徹底できるので、そういう意味においては今回のようなケースが起こりづらい、若しく

は八街で起きた集金を教員が持って行ってしまうという事がほぼありえない状態になるというのが一つの利点です。不祥事がより起こりづらくなる。

○石亀委員長 何か起きるたびに先生が大変忙しくなる一方という所を毎回感じるころではあるんですが、それにも増して管理が徹底できるというメリットがあるんですね。

○米山教育長 一時保管袋・一時保管庫・一時保管書庫の3つあるんだけど、具体的には全然どんなものなのか分かりません。それと金銭を扱える職員、会計担当者を決めるんでしょうけれども、担任は全員なるということなんですか。書庫にもお金を入れるんですね。会計担当者は市役所の場合は分任出納員という辞令が出て、その人しか公金が扱えない。それ以外の人は公金を一切手にすることがありえないので。ただ学校の場合はそれは出来ないで、ここで金銭を扱える職員って会計担当者だけと言ってしまうと、例えば担任が手集金する時に支障が生じるから。その辺もはっきり決めてしまって良いのかどうか。

○田代教育部長 これは銀行に行ってお金を下ろす、入金する先生でしかありえないです。支払いをする時にまとめて行います。

○米山教育長 金銭を扱えるという表現ではなくて、例えば金庫からお金を出して振込みに行くとか入金に行くとか、又は金融機関から払い戻しをして振り込むとか支払うとか、そういう事で書いていた方が良いかもしれない。

○田代教育部長 一時保管袋については単純に袋です。要するに袋って簡単に言うと5ページにあるビニールのような袋とか、集金するためのクラスごとの袋です。

○米山教育長 集金袋という一時保管袋を作るのなら何袋あるのか。それをもっと細かく学校に書いてあげないと書庫がある学校はどこで、金庫がある学校はどこでといった現状の状態が分かったほうが良いのでは。鍵は付いているんだけど、鍵のナンバーを知っている学校は半分以下だと思います。いつでも鍵だけで開けられるようにダイヤルが設定をされていない学校が半分あるので、それを現状は今どうなっていて、袋がいくつあるのか、いくつ作るのか、それと担任が集めたお金の流れ。朝、子どもに持たせていない方が良いので、朝集めたら授業をストップしてでもその袋を持って金庫の所まで行くのかどうか。それともその袋を腰に下げたりしておくのか。その辺の具体的な内容についてをもっと細かく書いた方が、PTA会費1つの部分で色々な方法があってもそれはアローアンスがあっても良いのかなと思うんだけど、手集金は必ず残るんだからその分のマニュアルなり流れをもっと書いておいてくれた方が分かりやすいのかなと思います。

○田代教育部長 そこも考えたんですけども、マニュアルとしてこのガイドラインの下に作るので、これがいわゆるベースなので、例えば他で集金する場合、登校したときに集金して、朝練の時にどうするか。朝練の時に集金したからと言って、例えば吹奏楽をやっている子に対して担任が一旦集めに行くのか、吹奏楽の顧問が集めるのか、それで朝練の後に教室にもって行かせるのか、担任に戻すのか、そういった流れについても今度はマニュアルが上がってきたときには指導しないといけないので、

例えば1時間目が始まる前に必ずしまうという流れも学校によって作っている所と作っていない所がありますから、それについてあんまりこちらで示してしまうよりも多少学校に差があるのであえてここには載せていなかったということです。

○米山教育長 そうであれば2ページの(2)(3)は少しアローアンスを持たせて学校の選択の余地があるように書いても良いんじゃないかなと思います。「引落しで徴収するものはこれだよ」とか「現金で手集金で徴収するものはこれだよ」とか決定をしてしまうんじゃなくて、例えば「概ね引落しにて徴収するものは①～⑨」として、やむを得ない場合は(3)の方にも学校によって選択できる余地を作ってあげられれば、マニュアルの中で学校が取り扱いしやすいのかなというような印象があります。

あと、徴収金の定義は確かにここに書いてあるようなものが定義なんだろうけれども、あくまでもこれは公金ではないので教育委員会の方で、公金であればガイドライン内に規則を決められるんだけど、学校徴収金を公金的な扱いにはなるけれども、学校長と保護者の民・民の契約に基づくお金のやり取りになるんだろうから、そこまで公金的なものに行けるのかというのは、あくまで保護者の意向にもよるかもしれない。甲と乙は学校長と保護者だから、一回このガイドラインをベースに保護者の方、P連か単Pに意見を聞いてみてはどうか。学校側はこれで良いと言うと思います。ちょっと大変だろうけれども、なるべく現金を扱わなくて良くなる。50円の振替手数料が6,000人分とすると30万円。その他に色々なものがあるだろうから、30万円が5種類あれば150万円のお金を保護者が負担するという形になるので、その辺は一回ガイドラインとしては良いけれどもどこかでアローアンスを作ってあげて学校なり保護者の意見が入るように。ただ、検討委員会にも保護者は入っているんだけど、単Pはまた違うだろうから。できれば2ページの(2)(3)は概ねとか、原則としてとかという表現を入れておいて貰えればと思います。

あと。現状をよく保護者に知らせた方が良いと思う。例えば一時保管書庫はどこだとか、一時保管金庫というのがどこの学校にあるんだけど、ダイヤルは機能していないとかしているとか、一回現状を教えてもらって、それに対して金庫を行政に買えという話も出てくると思う。これだけ行政でガイドラインを作って規制をかけるのであればきちんとしたダイヤルが機能する金庫を買えと。それと手持ち金庫が5,000円なんてあったとしても意味がない。持って行かれてしまうし、ここに貴重品が入っていますよとはっきりさせるような物になってしまうから。やはり1回現状を調べたものをください。金庫の耐用年数がどうなのか。書庫しかない学校はそこにお金を入れているでしょう。それがどこにあるかという場所は要らないから。それとお金も重要だけれども、子どもの情報が入っている物はもっと問題があるからその辺も一緒にやってもらった方が良いのでは。子どもの情報を盗られてしまうのが一番怖い。その辺も含めて今回のガイドラインに関しては原則としてというのをに入れてくれれば良いと思います。なおかつ単Pに1回流してみてフィードバックを受けてみてはどうだろう。平成29年度までちょっと日数があるから。今日ここで決めてしまうと今度それを改正して運

用するようになっていってしまい、やりにくいから。もう一回P T Aに流してみても、現状の金庫の状況、書庫の状況、袋も各学級ごと、各部活ごとに1学校で50袋作るのかということ把握する。その辺については一時保管庫・一時保管書庫・一時保管袋という形を例として、教育委員会で挙げる分には良いんだけど、具体的な運用については各学校で作成する扱いのマニュアルに委ねるような形が良いのかなと思う。

○石亀委員長 今の話ですと、実際のガイドラインとして単Pにもう一度見てもらうということと、それぞれの学校の現状がどうなっているかというのを1回教えてもらうということですね。学校が今の自分たちのやり方がベストという判断をするということは有りですか。

○米山教育長 今がベストと思っている学校がこのガイドラインでも行えるような形のガイドラインでないと、要は盗難に遭わないこと、子ども達から金庫に入るまでの紛失が無いことを最優先するのが普通なのかなと思うんだけど、その前になるべく取り扱わないようにということが前面に出てしまっているような雰囲気があったので、なるべく学校のお金を扱わないようにすれば無くなる機会も減るだろうというのが前面に出すぎている雰囲気があるので、できれば子どもから金庫に入るまでの安全性を担保できるマニュアルを学校で持っていれば、そのマニュアルを優先してあげても良いのかなというようなことも思います。

○田代教育部長 今回の事故では金庫までは入っていたので、そこから先の金庫に入ったお金がどうなっていたのかということです。

○米山教育長 金庫に入っていたお金はこのガイドラインで完璧だと思う。子ども達が持ってきてから金庫に入るまでのものは各学校のマニュアルのどこかで委ねるとか、引落しにするか手集金にするというのも、もう少し原則論でいった方が良くと思う。原則的にはこういう物が引落しになるというように。ただ、市内全体で毎年150万円とか200万円の銀行手数料で無くなるというのも、個々に負担するのには大きな金額でなくて済むかもしれないけれども、6,000人居れば150万円くらいにはなってしまう。

○石亀委員長 川嶋委員にお聞きしたいのですが、七次台小学校では集金の手数料はどちらが負担していますか。

○川嶋委員 保護者です。個人個人で負担しています。振り込む時にかかります。

○石亀委員長 それをP T Aが予算として確保するのか、保護者に負担してもらうのかという事で結構話題になったことが昔にあったので。

○米山教育長 P T Aでは払い難いと思う。個人の引落しの中で自動振替の依頼書を出してしまうから、それで自動振替で引落しているから。振込だったら何百円と取られてしまうから。54円でやっているというのは多分、自動振替の引落しだと思う。これは全員が依頼書を必ず出してその依頼書に基づいて振替する必要がある。

○川嶋委員 私は最初からなので何の疑問にも思わないんです。私立幼稚園も全部引落しなので、保

育園はちょっと分からないんですけども、保育料が引き落とされるとか、学費が引き落とされるとかは当たり前というように親としては思っているので、何の不安も疑問も無くそのままでしたね。振込先が移行した形です、幼稚園から小学校へ。

○米山教育長 特定の保護者ですけども、給食費は自動振替の依頼書を出して引落しになっているけれども、請求書も領収書も来たことがない。どうなっているんだと言う人もいます。要は給食の請求書や領収書も一回も出したことがない。自動振替なので金融機関の通帳で記帳された物を以ってなんだけれども、給食を申し込んだことも無いということで。要は給食費を払っていないので取りに行くと、給食なんて申し込んでいない。うちは金融機関と自動振替依頼書で契約をしているだけで、市役所とは契約していないという人も中には居るので。これはPTA会費なんて暗黙の了解のうちで自動引落しをしていくから、これが生徒会費、スポーツ振興センター掛金、校外学習費というような形で。多分給食費は銀行と交渉して振替手数料を10円にしてもらっています。だから市役所で1つの銀行にまとめなさいとは言えないけれども、PTAが〇〇学区は〇〇銀行にまとめるから振替手数料を15円でやってくださいとか、20円でやってくださいという交渉はどこかで出来る余地があると思います。市役所で言うと特定の銀行にまとめることになるけれども、PTAという団体が例えば七小・清小・七中については駅前の京葉銀行でやるということにして、お宅で全部やるから20円でやってよという交渉はありえる。

○石亀委員長 その辺はPTAに関してはP連の中で話し合ってもらってということですね。

○田代教育部長 とりあえず校長会で、今言った部分を多少直しながら当初案と言う形にさせていただいて、単Pの方に見てもらおう。ただ、マニュアルを作らないといけないので案の示したとおりでとりあえず作っていただいて、PTAの意見を再度聞いてもらって、このガイドラインの出来上がりが4月くらいになってしまうかもしれないんですけども、これに基づいて学校がある程度マニュアルを作っていただく方向でやらせてもらってよろしいでしょうか。

○米山教育長 反対に単Pはマニュアルを見た方が分かりやすいよね。このガイドラインを見たって多分単Pにとって現実的な話ではないから、「うちの学校の場合はどうなっているの」という形で見たいはずだから。

○川嶋委員 比較したら良いんじゃないかと思いますね。口座振替の例と手集金の例で。

○田代教育部長 清水口小学校は手集金でマニュアルが上がってきます。七次台小学校は自動振替で上がってきます。そうすると比較が出来ますのでその辺も学校に両方示して行けます。見せますので、そんな風にはさせていただきます。

○米山教育長 これは基本方針としてのガイドラインの案として学校に投げてください。

○石亀委員長 それでは、議案第1号はこの方針を案として認めていくという事でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第1号についてはそのようにしていきます。

非公開案件

○報告第1号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○石亀委員長 その他、何かありますでしょうか。

○鈴木生涯学習課長 平成28年の成人式の要綱をお配りさせていただいております。1枚めくっていただきまして、簡単に説明させていただきます。期日については1月10日の日曜日、今年から成人の日の前日という事で行います。場所については文化会館の大ホール、対象者については平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。記念品についてはマグカップと集合写真ということでございます。それから来賓の方は10名でございます。日程でございますけれども9時半から受付を開始ということで皆様には10時までに受付を済ませていただきたいと思います。式典は10時半からになります。ここに記載のとおりの流れとなる例年通りの式典となります。その後記念行事ということで11時半から行います。主催者それから来賓の皆様につきましては式典と記念行事につきましてもご参加いただければと思います。記念行事終了後には各中学校区ごとに記念撮影をいたします。記念撮影につきましては市長、副市長、それから委員長、教育長が記念撮影をお願いしたいと思います。それで終了となります。

あと、右側のページですけれども、主催者の氏名それから来賓者の氏名をこちらに掲載させていただいておりますのでご覧いただきたいと思います。それからもう1枚めくっていただきまして、招待者でございます。招待者は当時中学校3年生の時の担任の先生、それから学年主任、副担任等になっています。

今回の成人式も例年通り実行委員会方式でございまして、実行委員につきましてはこの名簿のとおり20名の実行委員さんが名を連ねていただいております。この20名のうち18名は各中学校に実行委員さんになれる方を紹介しまして、学校から推薦をいただきました。そういう方々に連絡を取りまして、18名の方が学校と通した形での実行委員となっております。残りの2名については広報誌とホームページでも実行委員の募集をかけましたところ、2名の方が是非実行委員をやりたいということで実行委員になっていただいております。簡単ですけれども成人式の要綱ということでご出席をお願いしたいと思います。以上です。

○石亀委員長 それでは、以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

午後3時55分 閉 会